

第197回  
福島県都市計画審議会  
議案書

日 時 令和7年2月10日（月）10時00分～

場 所 杉妻会館 3階 百合

福島県都市計画審議会

# 目 次

○ 報告事項

1. 第196回福島県都市計画審議会に付議された案件の報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○ 第197回福島県都市計画審議会審議事項

2. 議案・・ 2

○ 福島県都市計画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 1. 第196回福島県都市計画審議会に付議された案件の報告

第196回福島県都市計画審議会に付議された案件は次のとおりです。

| 議案番号     | 議 案 名           | 告示（許可）年月日  | 告示番号       |
|----------|-----------------|------------|------------|
| 議案第2049号 | 県中都市計画道路の変更について | 令和6年12月10日 | 福島県告示第661号 |
| 議案第2050号 | 県南都市計画道路の変更について | 令和6年12月10日 | 福島県告示第660号 |

令和7年2月10日

福島県都市計画審議会長

## 2. 議案

第197回福島県都市計画審議会に次の議案を提出する。

| 議案番号     | 議 案 名                                    | 決定区分(関係市町村)   | 備 考                                 |
|----------|--|---------------|-------------------------------------|
| 議案第2051号 | 県南都市計画道路の変更について                          | 福島県<br>(白河市)  | 都市計画法第21条第2項で準用する同法第18条第1項の規定に基づく議案 |
| 議案第2052号 | 相馬地方都市計画道路の変更について                        | 福島県<br>(南相馬市) |                                     |
| 議案第2053号 | 特殊建築物の敷地の位置について<br>(建築基準法第51条ただし書きによる許可) | —<br>(棚倉町)    | 建築基準法第51条の規定に基づく議案                  |
| 議案第2054号 | 特殊建築物の敷地の位置について<br>(建築基準法第51条ただし書きによる許可) | —<br>(郡山市)    |                                     |

令和7年2月10日

福島県都市計画審議会議長

議案第2051号

県南都市計画道路の変更について

都市計画道路中3・4・105号白河駅棚倉線ほか1路線を次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

| 種別       | 名称      |           | 位置         |             |          | 区域       | 構造   |      |               |                      | 備考 |
|----------|---------|-----------|------------|-------------|----------|----------|------|------|---------------|----------------------|----|
|          | 番号      | 路線名       | 起点         | 終点          | 主な経過地    | 延長       | 構造形式 | 車線の数 | 幅員            | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 |    |
| 幹線街路     | 3・4・105 | 白河駅棚倉線    | 白河市<br>郭内  | 白河市<br>関辺松並 |          | 約 8,610m | 地表式  | 2車線  | 16m           | 幹線街路と平面交差 11箇所       |    |
|          |         |           |            |             |          |          |      | 4車線  | 20m           | 幹線街路と平面交差 10箇所       |    |
|          | 車線の数の内訳 |           | 2車線        |             | 約 5,740m |          |      |      |               |                      |    |
|          |         |           |            |             | 約 3,430m |          |      |      |               |                      |    |
|          |         |           | 4車線        |             | 約 2,870m |          |      |      |               |                      |    |
| 約 5,180m |         |           |            |             |          |          |      |      |               |                      |    |
| 3・4・104  | 白河駅八竜神線 | 白河市<br>郭内 | 白河市<br>丸小山 |             | 約 3,430m | 地表式      | 2車線  | 16m  | 幹線街路と平面交差 5箇所 |                      |    |
|          |         |           |            |             | 約 3,420m |          |      |      |               |                      |    |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

3・4・105号 白河駅棚倉線

本路線は、白河市郭内地内の都市計画道路3・4・106号白河駅白坂線との交差点を起点とし、市街地を經由して、白河市関辺松並までを結ぶ幹線街路であり、昭和42年に都市計画決定されています。

今般、旅行速度の低下など交通課題が大きいことから、白河市老久保から白河市丸小山までの区間を新たに4車線に拡幅するため、本案のとおり、幅員、車線の数を変更しようとするものです。

3・4・104号 白河駅八竜神線

本路線は、白河市郭内地内の都市計画道路3・4・106号白河駅白坂線との交差点を起点とし、都市計画道路3・4・105号白河駅棚倉線までを結ぶ幹線街路であり、上記白河駅棚倉線の都市計画変更に伴い、終点の位置を変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 令和6年10月25日  
公 述 人 なし

2 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況

縦覧期間 令和6年12月10日～令和6年12月24日  
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

| 市町村名 | 意見 |
|------|----|
| 白河市  | なし |

議案第2052号

相馬地方都市計画道路の変更について

都市計画道路中3・4・116号下高平北長野線を次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

| 種別   | 名称      |         | 位置                        |                            |                           | 区域      | 構造   |      |     |                            | 備考 |
|------|---------|---------|---------------------------|----------------------------|---------------------------|---------|------|------|-----|----------------------------|----|
|      | 番号      | 路線名     | 起点                        | 終点                         | 主な経過地                     | 延長      | 構造形式 | 車線の数 | 幅員  | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造       |    |
| 幹線街路 | 3・4・116 | 下高平北長野線 | 原町市<br>下高平<br>字雁明         | 原町市<br>北長野<br>字南原田         | 原町市<br>上高平<br>字中里         | 約4,000m | 地表式  | 2車線  | 18m | JR常磐線と立体交差<br>幹線街路と平面交差2箇所 |    |
|      | 3・5・116 |         | 南相馬市<br>原町区<br>下高平<br>字雁明 | 南相馬市<br>原町区<br>北長野<br>字南原田 | 南相馬市<br>原町区<br>上高平<br>字中里 |         |      |      | 14m |                            |    |

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

本路線は南相馬市の中心部を東西に連絡する幹線街路として平成8年に都市計画決定され、常磐自動車の南相馬ICから国道6号にアクセスする道路であるとともに、浜通り沿岸部における東日本大震災からの復旧復興を支援する重要な路線です。

都市計画決定時は、沿道開発による都市化を見込んだ道路幅員により計画しておりましたが、震災後、ほ場整備が事業化され、都市化の見込みがなくなったことから、幅員の見直しを行うとともに、交差点や橋梁の形状が確定したことから、本案のとおり計画幅員等を変更しようとするものです。

### 【 参 考 】

#### 1 公聴会開催状況

開 催 日 令和6年12月6日  
公 述 人 なし

#### 2 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況

縦覧期間 令和7年1月10日～令和7年1月24日  
意見書の提出状況 意見書の提出なし

#### 3 市町村の意見

| 市町村名 | 意見 |
|------|----|
| 南相馬市 | なし |



特殊建築物の敷地の位置について  
(建築基準法第51条ただし書きによる許可)

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものである。

| 名称          | 位置  | 面積                       | 用途  | 備考   |
|-------------|---|--------------------------|---|--|
| 株式会社<br>シーズ | 福島県東白川郡棚倉町大字上台字行人塚 48-1, 48-3, 50-1, 50-5, 50-6, 51-3, 53-1, 54-1 | 25,581.85 m <sup>2</sup> | 産業廃棄物処理施設<br>建築面積 2,922.48 m <sup>2</sup><br>木くずの破砕施設<br>(最大 440 t / 日) | 申請人<br>福島県東白川郡棚倉町大字流字<br>豊先1<br>株式会社シーズ<br>代表取締役 益子 清志 |

当該施設は、新たに産業廃棄物処理施設として木くずの破砕処理を行うにあたり、1日あたりの処理能力が5tを超えることから、建築基準法第51条ただし書きによる許可を得ようとするものです。

【当該地の都市計画制限】

|         |     |
|---------|-----|
| 都市計画の状況 | 状況  |
| 区域区分    | なし  |
| 用途地域    | 無指定 |

特殊建築物の敷地の位置について  
(建築基準法第51条ただし書きによる許可)

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものである。

| 名称          | 位置   | 面積                      | 用途   | 備考  |
|-------------|--|-------------------------|--|---|
| 株式会社<br>R&R | 福島県郡山市富久山町福原字大鐮 6-1、19-1、22-2、45-1、45-3、46-2 | 8,098.50 m <sup>2</sup> | 産業廃棄物処理施設<br>建築面積 2,208.47 m <sup>2</sup><br>廃プラスチックの破砕施設<br>(最大 31 t / 日) | 申請人<br>福島県郡山市富久山町福原字大鐮 6 番 1<br>株式会社 R&R<br>代表取締役 荒川 隆三 |

当該施設は、新たに産業廃棄物処理施設として廃プラスチック類の破砕処理を行うにあたり、1日あたりの処理能力が6tを超えることから、建築基準法第51条ただし書きによる許可を得ようとするものです。

【当該地の都市計画制限】

|         |        |
|---------|--------|
| 都市計画の状況 | 状況     |
| 区域区分    | 市街化区域  |
| 用途地域    | 工業専用地域 |

# ○福島県都市計画審議会委員名簿

## 福島県都市計画審議会委員

令和7年2月10日

| 議席番号 | 部門名        | 職 名              | 氏 名    | 備 考   |
|------|------------|------------------|--------|---|
| 1    | 行政機関       | 東北運輸局長           | 川崎 博   | 東北運輸局福島運輸支局 企画調整部門 首席運輸企画専門官<br>代理 黒田 雅樹 (リモート出席) |
| 2    | 建築 (学識)    | 建築士              | 鈴木 深雪  |   |
| 3    | 市町村長代表     | 郡山市市長            | 品川 萬里  | 郡山市都市構想部長<br>代理 池田 剛                              |
| 4    | 行政機関       | 東北経済産業局長         | 佐竹 佳典  | 欠 席   |
| 5    | 行政機関       | 福島県警察本部長         | 森末 治   | 福島県警察本部交通部交通規制課長<br>代理 岡崎 美加                      |
| 6    | 農業 (学識)    | 湯川村農業委員会農業委員     | 山口 栄子  |   |
| 7    | 法律 (学識)    | 弁 護 士            | 川端 茂樹  |   |
| 8    | 行政機関       | 東北財務局福島財務事務所長    | 前澤 浩   | 東北財務局福島財務事務所管財課長<br>代理 守 毅                        |
| 9    | 県議会議員      | 福島県議会議員          | 佐藤 義憲  |   |
| 10   | 行政社会学 (学識) | 福島大学行政政策学類教授     | 西田 奈保子 |   |
| 11   | 市町村議会議長代表  | 福島県町村議会議長会会長     | 角田 真美  |   |
| 12   | 行政機関       | 東北地方整備局長         | 西村 拓   | 福島河川国道事務所副所長<br>代理 岩渕 賢一                          |
| 13   | 医療福祉 (学識)  | 医療創生大学心理学部教授     | 鎌田 真理子 | (リモート出席)  |
| 14   | 行政機関       | 東北農政局局長          | 菅家 秀人  | 東北農政局農村振興部農村計画課 課長補佐<br>代理 田村 敏明 (リモート出席)         |
| 15   | 商 工 (学識)   | いわき商工会議所女性会会長    | 大和田 廣子 | (リモート出席)  |
| 16   | 県議会議員      | 福島県議会議員          | 大橋 沙織  |   |
| 17   | 経 済 (学識)   | 福島大学人間発達文化学類学類長  | 初澤 敏生  |   |
| 18   | 地域づくり (学識) | 特定非営利活動法人素材広場理事長 | 横田 純子  | (リモート出席)  |

幹事 土木部長 矢澤 敏幸  
 土木部技監 山田 毅  
 土木部政策監 高橋 和司  
 土木部次長(都市担当) 大竹 和彦